

生産緑地買取申出に必要な書類（主たる従事者が死亡の場合）

番号	書類の内容	備考	取得先
1	生産緑地買取申出書		都市計画課ホームページ
2	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書	・農業委員会へ申請し、発行をうけてください	岡崎市役所 農業委員会
3	買取申出者の印鑑登録証明書	・発行から3か月以内のものに限る	住所地の証明発行窓口
4	土地登記事項証明書（登記簿謄本）	・発行から3か月以内のものに限る ・登記官の認証文及び公印があるもの	名古屋法務局 岡崎支局
5	公図の写し	・発行から3か月以内のものに限る ・登記官の認証文及び公印があるもの	名古屋法務局 岡崎支局
6	除籍全部事項証明書（除籍謄本）	・相続登記が済んでいない場合は法定相続人全員が特定できるもの	本籍地の証明発行窓口
以下は場合により必要なもの			
7	権利抹消承諾書	・抵当権等がある場合	都市計画課ホームページ
8	営農計画書	・所有している生産緑地の一部を買取申出する場合 ※同一人物の事由による買取申出は1回までです。次回の買取申出は、新たな従事者での事由を満たす場合のみとなりますのでご注意ください。	都市計画課ホームページ
9	遺産分割協議書	・相続登記が済んでいない場合	
10	委任状	・委任により買取申出する場合	任意様式